

富山県DV対策基本計画（第3次）について

1 これまでの取り組み

年月	国	県
H13.10	DV防止法施行	
H14.4		県女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターに位置付け
H16.12	改正DV防止法施行	
H18.3		県DV対策基本計画策定（H18～H20）
H20.1	改正DV防止法施行	
H21.3		県DV対策基本計画（第2次）改定（H21～H27）
H26.1	改正DV防止法施行	
H28.3		県DV対策基本計画（第3次）改定（H28～R2）
R2.4	改正DV防止法施行	

2 富山県DV対策基本計画（第3次）の概要

【配偶者の定義について】

DV防止法では、「配偶者」には事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含むとされている。計画では、さらに、DVの未然防止のための取組みや意識啓発などにおいて、配偶者以外の恋人など親密な関係にあるパートナーも含め、施策を進めていく。

【暴力の定義について】

計画では、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力だけでなく、経済的暴力も含む。

(1) 計画の性格・役割

- ・DV防止法第2条の3の規定に基づく富山県の基本計画
- ・富山県民男女共同参画計画との連携
- ・市町村、関係機関、関係団体等の主体的な参画と、県と連携した積極的な取組みを期待
- ・県民に対しては、計画の推進について理解と協力を期待

(2) 計画期間

平成28年度から32年度（令和2年度）まで

(3) 計画の目標等

基本計画の目標（めざす方向）

男女が互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力のない社会の実現

基本理念

- ◆DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること
- ◆被害者の人権や被害者本人の意思は尊重されるべきものであること
- ◆DVが行われている家庭の子どもや親族も被害者となること
- ◆DVの防止並びに被害者の適切な保護及び自立に向けた切れ目のない支援は国、県、市町村の責務であること
- ◆施策の推進にあたっては、国、県、市町村等の関係機関と民間団体等の連携・協働が不可欠であること

5つの基本目標

I 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進

- 1 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進
- 2 若年層への教育・啓発
- 3 調査研究への取組み

II 通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備

- 4 発見・通報等に関する体制整備
- 5 通報への適切な対応
- 6 相談体制の充実
- 7 職務関係者等の能力向上への取組み強化
- 8 高齢者・障害者・外国人等への支援の充実



III 安全な保護体制の構築

- 9 女性相談センターを中心とした保護体制の整備
- 10 心身の健康回復に向けた支援
- 11 子どものケア体制の充実

IV 被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化

- 12 関係機関との連絡調整
- 13 生活基盤確立のための支援

V 関係機関等の連携・協働による効果的な施策実施体制の整備

- 14 地域における取組みの強化
- 15 関係機関の連携協力体制の強化
- 16 民間団体との連携・協働の推進
- 17 苦情処理体制の整備

3 現計画策定後の状況

(1) 国の動き

① DV防止法の一部改正（令和元年6月26日公布、令和2年4月1日施行）

- ・ 児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を法文上明確化。
- ・ 保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることを明確化。

② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針の改正

（令和2年3月25日改正）

◆ 令和元年度DV防止法改正を踏まえた修正

- ・ DV被害者の保護にあたり、相互に連携すべき関係機関として児童相談所を追記
- ・ 配暴センターの要保護児童対策地域協議会への参画
- ・ DV対応と児童虐待対応の関係機関間の連携協力の実効性の向上

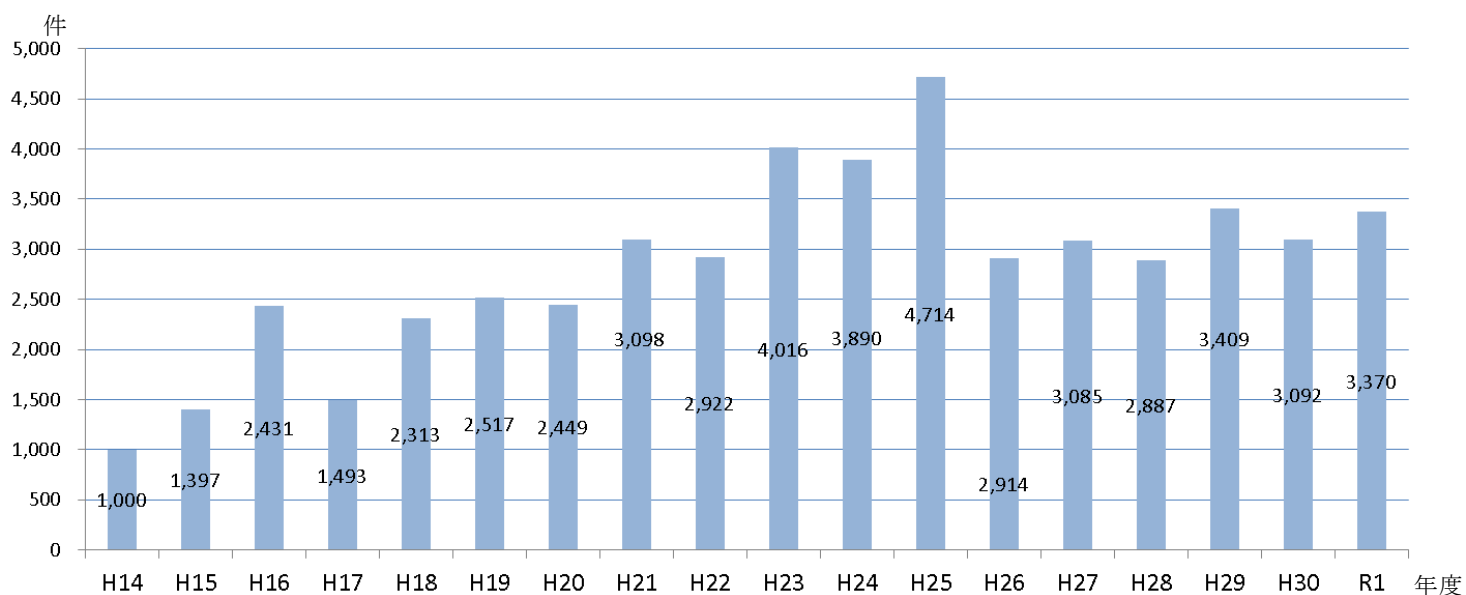
◆ 民間シェルター検討会報告書を踏まえた修正

- ・ 行政との連携強化
- ・ 民間シェルター等の活用
- ・ 民間シェルターの基盤強化と対応力の向上

(2) 富山県内の相談件数等の推移

① DV相談件数

H27：3,085件、H28：2,887件、H29：3,409件、H30：3,092件、R1：3,370件

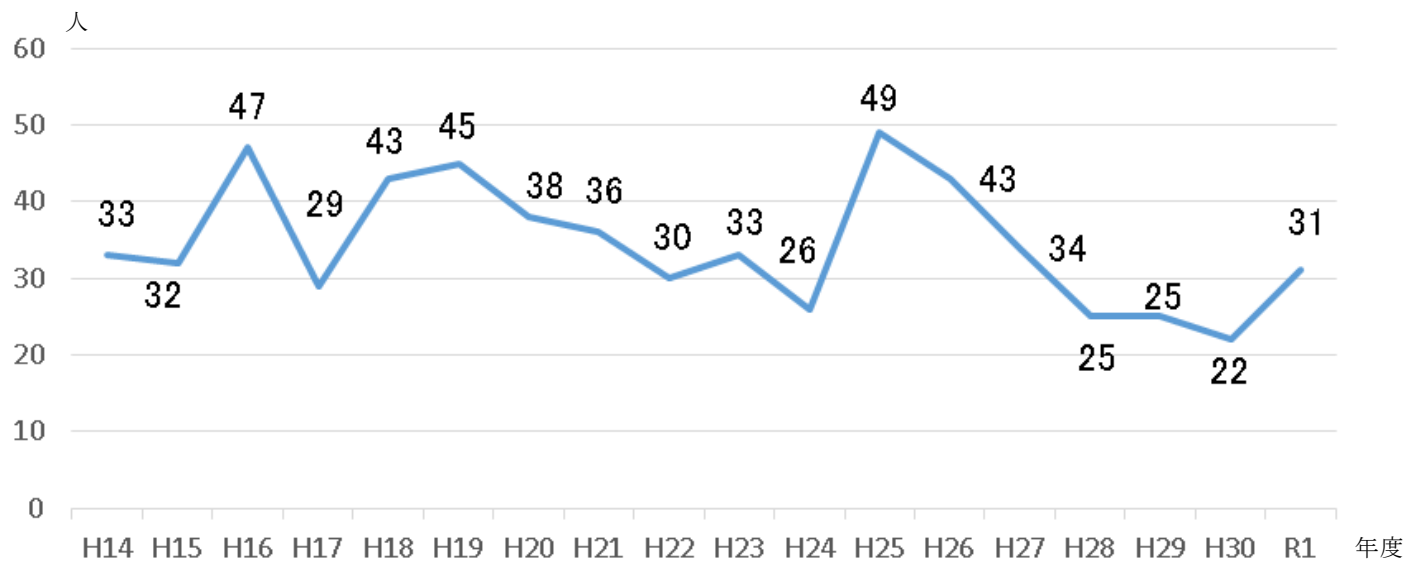


【相談件数】（県女性相談センター、県民共生センター）

※女性相談センターの相談件数には、富山市、高岡市、南砺市（H22年度～）、黒部市（H26年度～）の女性相談員が受け付けた件数を含む。

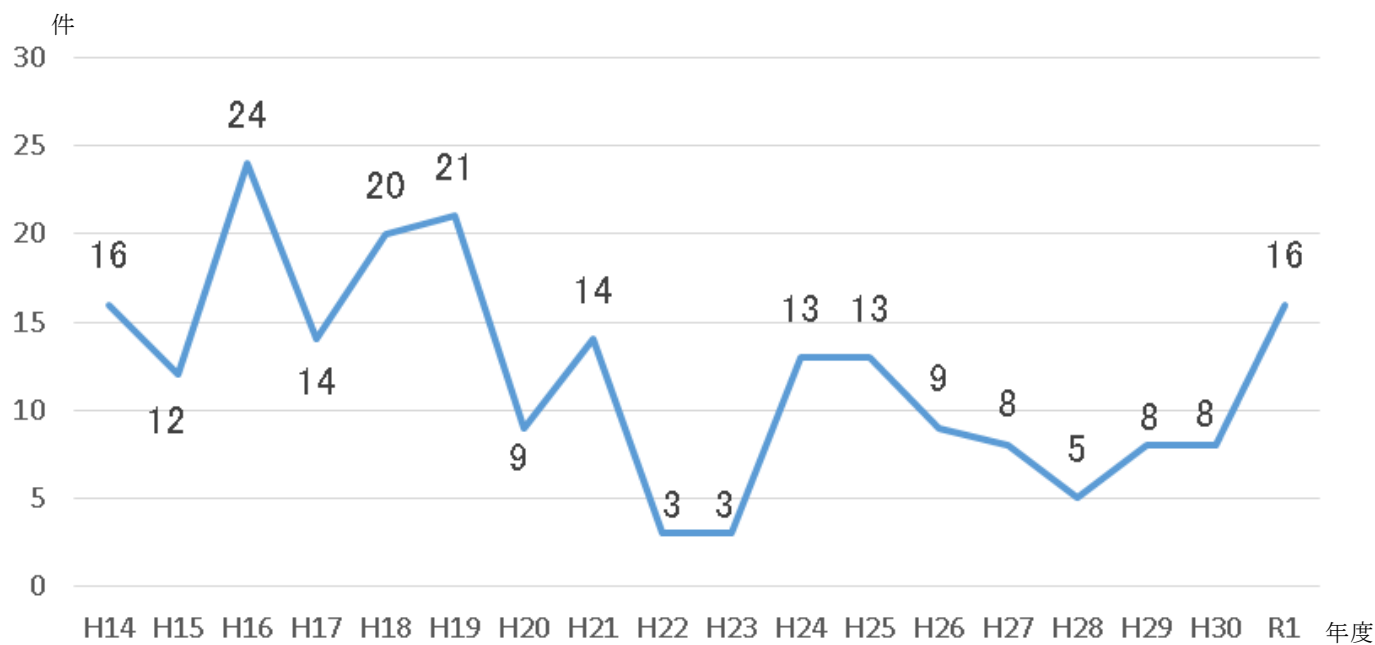
②DV被害者の一時保護数

H27：34人、H28：25人、H29：25人、H30：22人、R1：31人



③保護命令発令状況

H27：8件、H28：5件、H29：8件、H30：8件、R1：16件



4 新型コロナウイルス感染症対策に係るDVへの対応状況

(1) 国の動き

①相談体制、保護機能の確保等

○4月3日付け内閣府・厚生労働省連名事務連絡により、都道府県に以下のことを要請。

- ・相談対応から保護に至るまでの支援について、継続的かつ迅速な対応の実施。
- ・DV被害者が直接、民間施設等に保護を求めた場合には、まずは速やかに被害者の安全を確保し、一時保護を開始。

②相談体制の拡充

- 4月20日からDV相談+（プラス）開始
 - ・24時間電話相談（4月29日から）
 - ・SNS・メール相談
 - ・外国語対応（5月1日から10言語対応）
 - ・同行支援、保護、緊急の宿泊提供

③特別定額給付金（1人10万円）について、配偶者からの暴力を理由とした避難者への給付を可能とする手続き（4月22日総務省、内閣府、厚生労働省から、自治体担当課に、それぞれ事務連絡）

(2) 県内の動き

① 相談体制、保護機能の確保等

- 4月3日付け内閣府・厚生労働省連名事務連絡により、以下のことを実施。
 - ・ 国事務連絡通知の配偶者暴力相談支援センターや市町村への周知。
 - ・ 3密を回避しながら、DV相談等ができる環境の整備。
- 相談窓口案内カードの配布
 - ・ 市町村や関係機関にDV相談窓口の周知を図る案内カードを配布。
- 「DV被害者支援セミナー（基礎セミナー）」のオンライン研修会の開催。
 - ・ 市町村の窓口において相談を行う職員等を対象としたセミナーをオンラインで実施。

② 相談体制の拡充

- DV相談+（プラス）の周知
 - ・ 県の新型コロナウイルス感染症に関するホームページ等で周知を実施。
- DV被害防止のためのオンライン相談体制の整備、SNS広告による啓発強化
 - ・ DV被害の深刻化等に対し、オンライン相談の体制整備やSNS広告による啓発を強化

③ 特別定額給付金について、配偶者暴力相談支援センターや市町村窓口等においてDV被害者からの相談対応や必要書類の発行等の支援を実施。

(3) 令和2年4月からのDV相談件数について（特別定額給付金に関する問い合わせを除く）

① 全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数

- ・ 4月：13,471件（前年同月比 約3割増）
- ・ 5月：13,259件（前年同月比 約2割増）
- ・ 6月：12,450件（前年同月比 約2割増）

② 県内の配偶者暴力相談支援センター（県女性相談センター、高岡市男女平等推進センター）への相談件数

- ・ 4月：150件（前年同月 132件）
- ・ 5月：130件（前年同月 134件）
- ・ 6月：162件（前年同月 113件）
- ・ 7月：91件（前年同月 120件）

		相談件数（延べ総数）				
		3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
2020年	計	111	150	130	162	91
	女性相談センター	75	80	50	88	31
	高岡市センター	36	70	80	74	60
2019年	計	159	132	134	113	120
	女性相談センター	65	46	63	50	61
	高岡市センター	94	86	71	63	59